

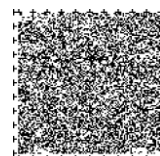
座間市

障害者計画・第三期障害福祉計画



座間市マスコットキャラクター 「ざまりん」

平成24年3月
座間市



1 計画見直しの趣旨

座間市では「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」という障がい者福祉の基本理念のもと、「完全参加と平等」の実現を目指し平成 15 年度から平成 22 年度を計画期間として、障害者基本法に基づき「座間市障害者計画」を策定し障がい者福祉施策を推進してきました。

さらに平成 18 年 4 月に施行された障害者自立支援法に基づき「座間市障害福祉計画」を策定し障害福祉サービス等の提供体制の充実に努めてきました。

このような中、近年、障がいの重度化と高齢化が進む中で、福祉ニーズはますます複雑多様化しており、私たちを取り巻く社会生活において、障がいのある人もない人も、ともにいきいきと生活できるまちづくりが求められています。

国においては、「障害者基本計画」及び「重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）」の策定、障害者自立支援法の施行、発達障害者支援法の施行など、様々な制度改正が行われている中で、特に、障害者自立支援法に替わる新たな法律として「障害者総合支援法」の整備が進められ、共生社会の実現、保護の対象から権利の主体への転換、地域で自立した生活を営む権利など、平等性と公平性の確保が求められています。

また、地域における救急医療の問題や年金制度の問題など、社会保障・生活保障といった面で市民の不安がより一層増大しています。このことから、総合相談支援体制の確立など「公助」はもちろん、当事者グループや住民同士の理解・助けあい・支えあいなど、「自助」、「共助」との協働による、地域福祉の視点がますます重要になっています。

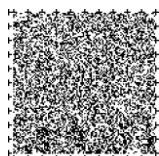
県においては、平成 15 年度に「かながわ障害者計画」が策定され、障がい者施策を総合的に推進しています。

本計画は、こうした障がいのある人を取り巻く環境の変化に対応するとともに、本市の障がい者福祉施策をより具体的で実効性のあるものとして実施していくために、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」と障害者自立支援法に基づく「市町村障害福祉計画」を同時に見直し一体的な計画として策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する「市町村障害者計画」と障害者自立支援法第 88 条に規定する「市町村障害福祉計画」（第三期）に相当するものです。

「座間市障害者計画」は、国や県の障害者計画を基本とする計画であるとともに、「第四次座間市総合計画」の基本構想のもと、福祉の分野における部門別計画として策定されている「座間市福祉プラン」の個別計画です。



「座間市障害福祉計画」は、国が定める基本指針に即し、「座間市障害者計画」の生活支援の部分にあたる障害福祉サービスや相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画です。

両計画は、座間市地域福祉計画ほか保健・医療・福祉分野の計画及びそれ以外の関連分野の計画との整合性を図るよう努めました。

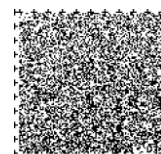
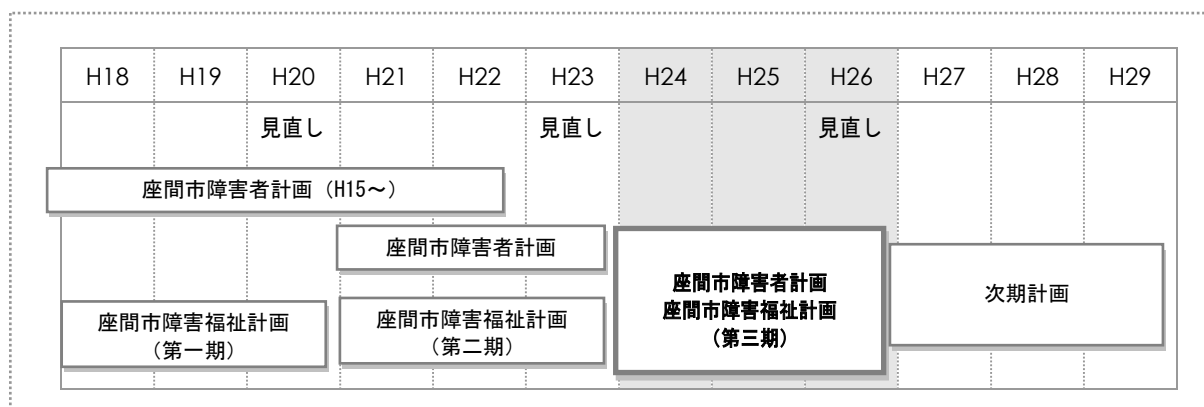
	障害者計画	障害福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (平成23年8月5日一部改正法施行)	障害者自立支援法 (平成18年4月1日施行)
性 格	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の福祉に関する施策および障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障がい者のための施策に関する基本的な計画（障害者基本法第11条） ・長期的な見通しにたって効果的な障がい者施策の展開を図る計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・各年度における障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める計画
位置づけ	国の「障害者基本計画」を基本とした座間市総合計画の部門計画	障害者計画のうち、障害福祉サービス分野の実施計画

3 計画の期間

計画期間は、座間市障害者計画、座間市障害福祉計画ともに平成24年度から平成26年度までとします。

なお、障害者自立支援法が廃止となり、新たな法律、障害者総合支援法が施行される予定であるなど、国の法律の動向やその後の社会情勢の変化や障がいのある人のニーズに対応するため、期間中であっても必要に応じ計画の見直しを行います。

図表 計画の期間



4 計画の基本的な考え方

座間市では、平成10年度以降「座間市障害福祉計画」のなかで「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと、国・県及び市民との協働で「完全参加と平等」の実現を基本理念とし施策を推進してきました。これらは、障がい者福祉の基本的な理念であり普遍的なものとして将来にわたり継承していきます。

そのうえで、将来の座間市が生きがいに満ち希望ある暮らしをつづけられるまちであるために、今回の計画見直しでは、現行計画を踏襲し、すべての人が互いに尊重しあい、地域社会の一員として支えあい、自らの意思で自分らしい生き方を選ぶことができる共生社会の実現をめざすことを本計画の基本理念に定めます。

～ とともに生きる ～

認めあい、支えあいながら、自分らしく
生きる力を発揮できるまちをめざして

1. お互いを尊重し理解しあえるまちをつくる。

すべての人の人権が尊重されるよう啓発活動を行うと共に、障がいに対する正しい理解や認識が深まるよう交流機会や情報提供の充実により心のバリアフリーを推進します。

2. 自分らしく生きる力を発揮できるまちをつくる。

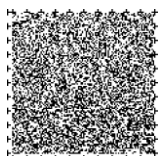
障がいのある人がライフスタイルに応じて様々な生き方を選択できるよう制度の充実に努め、家族も含めた利用者のニーズに応じた生活支援をめざします。

3. 支えあい、つながりあいながら自立できるまちをつくる。

ともに生きる社会の実現のため市民・団体・関係機関などとの連携や協働を推進するとともに、相談支援の充実やネットワークの構築に努め、障がいのある人が地域生活で孤立することなく自立した生活を送ることができるような支援体制の整備をめざします。

4. 安心して暮らせるまちをつくる。

すべての人が快適で利用しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備と、安全・安心な生活がおくれるよう防災や防犯体制の充実を図ります。



5 障害者福祉施策

1 お互いを尊重し理解しあえるまちをつくる

(1) 意識啓発

①意識啓発の推進

- すべての方が障がいについて正しく理解し、認識を持つよう学校などに働きかけながら啓発活動を推進します。特に、知的障がいや精神障がい、発達障がいに関する理解の浸透を図ります。

ア 障がい福祉の啓発活動の充実

主な施策・事業名	主管課
福祉月間の事業の充実	福祉長寿課
福祉理解を促すための広報活動の推進	障がい福祉課
「障害者の日」等の周知	障がい福祉課
適切な用語の使用の周知、用語の見直し	障がい福祉課

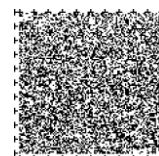
イ 人権尊重に向けた啓発の推進

主な施策・事業名	主管課
人権尊重意識の啓発	広報広聴人権課
学校教育での啓発	教育指導課
成年後見制度の利用促進に向けた啓発活動の推進	障がい福祉課
自殺対策に向けた研修会等の開催	障がい福祉課
障がい者虐待防止に向けた啓発活動の推進	障がい福祉課

②福祉教育の推進

- すべての方が障がいについて正しく理解し、認識を持つ啓発や機会の提供を充実します。特に、知的障がいや精神障がい、発達障がいに関する理解の浸透を図ります。
- 障がいのある人の理解に向け、団体の活動を支援し、様々な交流が生まれるように支援します。

主な施策・事業名	主管課
小・中学校、高校における福祉教育の推進	教育指導課
社会教育における福祉教育の推進	生涯学習課
障がい者と市民の交流活動の推進	障がい福祉課
専門職の講師派遣	障がい福祉課



③住宅・住機能の充実

- ・グループホームやケアホームを中心としたサービス提供事業所の参入促進により、地域における住まいの供給を図ります。

主な施策・事業名	主管課
障がい配慮した市営住宅整備の推進	建築住宅課
住宅設備改良費助成事業の充実 対象：身体障がい者、知的障がい者	障がい福祉課
グループホーム等の確保	障がい福祉課
グループホーム等家賃助成事業の実施	障がい福祉課
グループホーム等運営費補助事業の実施	障がい福祉課

④経済的支援制度の実施

- ・年金の支給や税の減免を継続していきます。

ア 年金・共済・手当の支給

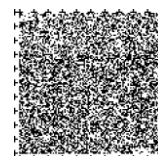
主な施策・事業名	事業主体	対象となる障がい	主管課
障害基礎年金	国	身体・知的・精神	国保年金課
心身障害者扶養共済制度	国	身体・知的・精神	障がい福祉課
障害児福祉手当	国・市	身体・知的・精神	
特別障害者手当	国・市	身体・知的・精神	
児童扶養手当	国・市	身体・知的・精神	子育て支援課
特別児童扶養手当	国・県	身体・知的・精神	
在宅重度障害者手当	県	身体・知的・精神	障がい福祉課
心身障害者手当	市	身体・知的・精神	
重度心身障害児者介護手当	市	身体・知的	

イ 各種税金の軽減

主な施策・事業名	事業主体	対象となる障がい	主管課
市県民税の控除	県・市	身体・知的・精神	市民税課
軽自動車税の減免	市	身体・知的・精神	
自動車税・自動車取得税	県	身体・知的・精神	県税事務所
所得税	国	身体・知的・精神	税務署
相続税	国	身体・知的・精神	

ウ 公共料金の減免

主な施策・事業名	事業主体	対象となる障がい	主管課
市営水道料金の減免	市	身体・知的・精神	水道経営課
公共下水道使用料の減免	市	身体・知的・精神	下水道課
し尿収集手数料の減免	市	身体・知的・精神	資源対策課
粗大ゴミ収集手数料の減免	市	身体・知的・精神	資源対策課



②障がい児保育の充実

- ・引き続き障がい児保育の資質の向上を図ります。

ア 障がい児保育の推進

主な施策・事業名	主管課
統合保育の実施	保育課

イ 障がい児保育の人材育成

主な施策・事業名	主管課
障がい児保育研修の充実	保育課

ウ 専門職による支援の活用と療育機関との連携

主な施策・事業名	主管課
専門職による支援の活用と療育機関との連携	障がい福祉課、保育課

③就学相談・指導の充実

- ・就学相談や指導体制の充実を図り、障がい児の進路の確保に努めます。

ア 就学相談の充実

主な施策・事業名	主管課
就学相談体制の充実	教育指導課、障がい福祉課

イ 就学指導の充実

主な施策・事業名	主管課
就学指導委員会の開催	教育指導課
就学指導担当者会議の充実	教育指導課

④特別支援教育の充実

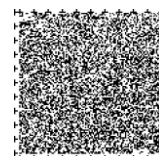
- ・個々の障がい児の状況に応じた、学級担当教員の指導力向上や教育の内容の改善・充実を図ります。また、学校には「教育相談コーディネーター」をおき、関係機関との連携を図りながら支援をしていきます。

ア 教育環境の充実、多様な教育ニーズへの対応

主な施策・事業名	主管課
小・中学校への特別支援学級の設置の推進	教育指導課
学校施設の整備・充実	教育総務課
小・中学校障がい児介助員事業の推進	教育指導課
特別支援教育補助員の設置	教育指導課
教育相談コーディネーターの配置と関係機関との連携	教育指導課
教育カリキュラムの充実	教育指導課
座間市特別支援教育基本計画の推進	教育指導課

イ 就学への経済的支援の充実

主な施策・事業名	主管課
特別支援教育就学奨励費補助金の支給	学校教育課



ウ 教職員の資質の向上

主な施策・事業名	主管課
特別支援教育研修の充実	教育指導課
特別支援教育の推進	教育指導課

エ 交流教育の推進

主な施策・事業名	主管課
各種交流事業の充実	教育指導課

(3) 雇用・就業

①障がい者の雇用の拡大

- ・障がいの特性に応じた就労機会の拡大と柔軟な雇用形態を支援します。
- ・法定雇用率達成事業所の拡大に向けて、公共職業安定所と連携し、ジョブコーチの支援やトライアル雇用、各種助成金制度などの積極的な広報及び情報の提供を行います。
- ・障がいのある人の雇用促進として、市民及び事業主に対して、障がいのある人の就労に対する理解を啓発するとともに、職場実習の受け入れなど積極的に推進します。
- ・企業等での就労が難しい人が生産的な活動を通じて社会参加していくよう、就労継続支援事業等の充実を図ります。

主な施策・事業名	主管課
就労支援の充実	障がい福祉課
就労前実習体験事業の推進	障がい福祉課
障がい者雇用報奨金交付事業の推進	商工観光課
障がい者の採用の促進	職員課
福祉的就労の促進	障がい福祉課

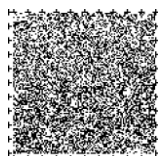
(4) 保健・医療・補装具

①疾病の予防、障がいの早期発見

- ・小児医療の充実とともに、早期発見・早期療育を行うため、医療、福祉、保健との連携体制の充実を図ります。

ア 疾病の予防対策の推進

主な施策・事業名	主管課
健康づくりの推進	健康づくり課
予防接種事業の充実	健康づくり課
救急医療体制の整備・充実	医療課



ア 地域福祉の基盤整備

主な施策・事業名	主管課
総合福祉センターの充実	福祉長寿課
社会福祉協議会への支援・助成	福祉長寿課

イ 地域福祉ネットワークの整備

主な施策・事業名	主管課
地域保健福祉サービス推進委員会	福祉長寿課
地域自立支援協議会の運営	障がい福祉課
精神ネットワークミーティング・ざま	障がい福祉課

ウ 市民福祉活動の推進

主な施策・事業名	主管課
福祉ボランティアの充実	社会福祉協議会
障がい者の活動参加の促進	障がい福祉課
座間市民活動サポートセンターの活用	市民協働課
職員の福祉活動への支援	職員課

②相談支援体制の充実

- ・各種関係機関と連携し、障がいのある人の生活全般にかかる相談支援を推進します。

ア 相談事業の充実

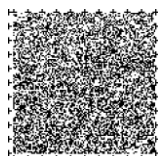
主な施策・事業名	主管課
相談支援事業の推進（地域生活支援事業）	障がい福祉課
家族教室の開催 対象：精神障がい者	障がい福祉課
各種相談事業の実施	障がい福祉課、子育て支援課、教育指導課、広報広聴人権課

イ 相談・情報提供体制の充実

主な施策・事業名	主管課
精神障害者地域活動支援センターの充実（地域生活支援事業）	障がい福祉課
民生委員児童委員活動への支援	福祉長寿課
福祉相談員活動への支援	障がい福祉課
障害者団体への支援	障がい福祉課

ウ 職員の育成

主な施策・事業名	主管課
市職員の育成	障がい福祉課、職員課



ウ 都市空間のバリアフリー化

主な施策・事業名	主管課
障がい者等に配慮した都市整備の推進	都市計画課
公園施設のバリアフリー化の推進	公園緑政課
歩行施設のバリアフリー化の推進	道路課

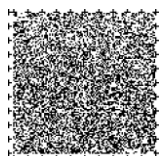
エ 公共施設のバリアフリー化

主な施策・事業名	主管課
公共施設等の整備・改善	各施設所管課

②防犯・防災対策の推進

- ・災害時において、災害時要援護者登録名簿を活用し、地域住民と連携した災害時要援護者支援体制づくりの充実を図ります。
- ・災害時の避難所に、福祉、医療的なケアを配慮した福祉避難所の検討を行います。
- ・災害時において、障がい児・者の窓口となる障がい福祉担当課の支援体制づくりの充実を図ります。

主な施策・事業名	主管課
防災知識の啓発	安全防災課
地域防災体制整備への支援	安全防災課
緊急時情報の提供体制の確立	安全防災課
緊急情報メール配信サービスの実施	安全防災課
災害時要援護者名簿の運用の検討	障がい福祉課、福祉長寿課
避難所の整備	安全防災課、障がい福祉課 福祉長寿課
火災警報器の設置費用の給付・助成	障がい福祉課
家具等転倒防止対策助成事業の実施 対象：身体障がい者	福祉長寿課
緊急通報システム 電話貸与事業の実施	福祉長寿課



6 障害福祉計画

1 平成 26 年度の目標値の設定

(1) 施設入所者の地域生活への移行 ●●●●●●●●●●

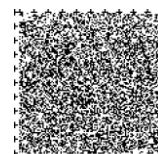
項目	数値	考え方
平成 17 年 10 月 1 日時点の入所者数 (A)	75 人	平成 17 年 10 月 1 日の施設入所者数
平成 26 年度末の入所者数 (B)	64 人	平成 26 年度末時点の利用人員
【目標値】 減少見込 (A - B)	11 人	差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数	12 人	施設入所からグループホーム・ケアホーム等へ移行する者の数

(2) 福祉施設から一般就労への移行 ●●●●●●●●●●

項目	数値	考え方
平成 17 年度の年間一般就労移行者数	1 人	平成 17 年において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】平成 26 年度の年間一般就労移行者数	4 人	平成 26 年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

(3) 就労移行支援事業の利用者数 ●●●●●●●●●●

項目	数値	考え方
平成 26 年度末の福祉施設利用者数	0 人	平成 26 年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値】平成 26 年度の就労移行支援事業の利用者数	44 人	平成 26 年度末において就労移行支援事業を利用する者の数 平成 26 年度の就労移行支援事業の利用見込量の人数と合致する



2 障害福祉サービス等の見込量

(1) 訪問系サービス

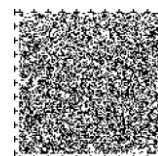
■必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	時間	624	686	755
	人	50	54	60
重度訪問介護	時間	20	30	40
	人	1	2	3
同行援護	時間	376	414	455
	人	17	18	20
行動援護	時間	72	80	88
	人	4	5	5
重度障害者等 包括支援	時間	20	30	40
	人	1	2	3
合計	時間	1,112	1,240	1,378
	人	73	81	91

(2) 日中活動系サービス

■必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	人	184	191	199
	人日	3,496	3,636	3,781
療養介護	人	17	18	19
短期入所	人	184	191	199
	人日	3,496	3,636	3,781
自立訓練 (機能訓練)	人	2	2	3
	人日	37	41	45
自立訓練 (生活訓練)	人	4	5	5
	人日	68	75	82
就労移行支援	人	30	33	36
	人日	538	592	651
就労継続支援 (A型)	人	4	5	5
	人日	122	134	148
就労継続支援 (B型)	人	132	145	160
	人日	2,305	2,535	2,788



(7) その他

① 訪問入浴サービス事業

■必要な量の見込み

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
訪問入浴サービス事業	利用実人数／月	9	10	11

② 日中一時支援事業

■必要な量の見込み

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
日中一時支援事業	利用実人数／月	64	69	74
	延利用日数／年	6,277	6,402	6,530

③ 生活サポート事業

■必要な量の見込み（1月当たり）

サービス名	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活サポート事業	箇所	1	1	1
	利用者数	1	1	1

④ 社会参加促進事業

■必要な量の見込み

項目	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	箇所	1	1	1
芸術・文化講座開催等事業	箇所	2	2	2
点字・声の広報等発行事業	箇所	1	1	1

⑤ 自動車運転免許証取得・改造事業

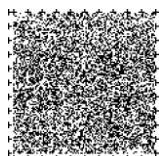
■必要な量の見込み（1年当り）

項目	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障害者自動車運転免許取得費助成事業	人	3	3	3
身体障害者用自動車改造費助成事業	人	5	5	5

⑥ 就労支援相談員設置事業

■必要な量の見込み

項目	単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
就労支援相談員設置事業	人	1	1	1



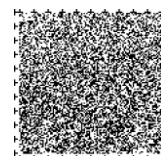
7 計画の推進及び評価

1 計画の推進体制

- 障害者福祉施策は、広範囲な分野にわたることから、本計画を推進していくにあたり、関係部局、関係機関・団体、障がい者等と連携を図りながら、総合的に取り組みます。
- 必要な障害福祉サービス量の確保やより効果的な事業展開のため、広域的に対応することが望ましい事業については、可能な限り近隣市との連携を図り施策の推進に努めます。

2 計画の進行管理及び評価

- この計画に掲げた施策の進行管理は、「座間市地域自立支援協議会」で行い、計画の全体的な調整は「座間市地域保健福祉サービス推進委員会」で行います。
- 本計画の施策やサービスの実効性を高めるため、計画の評価・見直しを行う機関として「座間市地域自立支援協議会」を位置づけるとともに、庁内による施策の進捗状況や数値目標等の評価を行います。



座間市障害者計画・第三期障害福祉計画

発行日：平成24年3月

発行者：座間市

編集：座間市福祉部障がい福祉課

〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

電話 046-255-1111(代表)

